

淡路市

ビジネス サポートセンター

起業をお考えの方のご相談や
中小企業を取り巻く様々な
経営課題の相談窓口として
淡路市商工会内に
開設しています。

相談は
無料です。
お気軽にご相談
ください。

相談日 月～金曜日 (祝祭日は除く)
専門相談員が常駐しておりますが、
事前予約のうえご来館ください。

相談時間 月・火・木・金曜日 13:00
17:00
水曜日 9:00～17:00

相談場所 淡路市商工会館

相談内容

創業支援、事業承継支援、融資相談、
各種補助金・助成金の相談等経営に
関するあらゆる相談をお受けします。

お願い

ご相談申し込みの予約はこちらから



ご来館の際は、事前にご予約をお願いします。
※ご予約がない場合、当日対応
できない場合がございます。

淡路市商工会

TEL.0799-62-3066 / FAX.0799-62-6005

淡路市志筑新島5番地2 Mail: info@sci-awaji.jp

淡路市新規起業者支援事業補助金

淡路市内で新たに起業し、
地域の活性化に貢献してくれる方々を応援します！
ぜひ淡路市で夢をかなえてみませんか？

補助金の対象となる方(主な要件)

- 市内で新たに起業する市内居住の個人事業主、若しくは市内に本店を置く中小企業者の方
※みなし大企業、補助対象外の法人・業種は除く
- 淡路市商工会の経営指導等により推薦を受けられる方
- 淡路市商工会に加入する意思がある方 等
※淡路市商工会主催の新規起業家セミナーや、商工会が推薦する経営アドバイザーによる起業及び経営に関する指導の受講が必須

補助の内容

①初期投資支援

- 新築内装及び改装に係る工事費
(市内事業者の施工に限る)
- 機械設備導入に係る経費
(設備1件につき10万円以上のもの)
【補助率】 1/3
※例：工事費・機械設備 240万円×1/3=80万円
【補助限度額】 持ち家の場合 80万円
賃貸の場合 50万円

②店舗等賃借料支援

- 店舗等の賃借に係る賃借料(1年以内)
【補助率】 1/3
※例：賃借料月額 7.5万円×1/3=2.5万円
【補助限度額】 30万円(月額2.5万円まで)

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書、起業計画書、収支予算書、推薦書、見積書 など
※賃借が伴う場合、賃貸契約書の写し

注意事項

- 開業後の申請は対象外です。ご利用をお考えの方は開業前にご相談ください。
- 補助金交付決定後、5年度の間は決算書を提出いただきます。起業後5年以内に補助事業者としての要件を満たさなくなった場合、補助金の一部または全額を返還していただきます。
- 店舗・事業所を構えない方、週4日以上(おおむね年間200日以上)の営業を行えない方は対象外です。
- 宿泊業等許認可が必要な業種は取得が必須となります。

補助対象外経費・必要書類等詳細はこちらにてご確認ください！



ご相談には専門の 経営支援アドバイザーが対応します！

経営支援アドバイザー 津田 知宏 (中小企業診断士)

経歴：前職の日本政策金融公庫で、中小・中堅企業向けの融資業務・本業支援等を経験。
現在は、淡路市で家業である建材店に従事する傍ら、中小企業診断士として、自身と同じ中小企業・小規模事業者を支援。



お気軽に
ご相談
ください。

お問い合わせ

補助金の活用を希望される方は、
事前に**淡路市商工会 (TEL.0799-62-3066)**にご相談ください。